

2019年度（第69回）北海道俱楽部対抗競技

開催日：2019年8月21日（水）・22日（木）
会場：札幌エルムカントリークラブ（東）

本競技はR&AとUSGAが承認したゴルフ規則（2019年1月施行）と下記のローカルルールと競技の条件を適用する。下記に参照するローカルルールの全文については2019年1月発効の「ゴルフ規則のオフィシャルガイド」を参照すること（www.jga.or.jpで閲覧可）。

別途規定されている場合を除き、ローカルルールの違反の罰は一般の罰（ストロークプレーでは2罰打）。

ローカルルール

1. アウトオブバウンズ（規則18.2）

アウトオブバウンズは白杭のコース側を地表レベルで結んだ線によって定められる。

No.6とNo.7、No.8とNo.9ホールの間にあるアウトオブバウンズの区域を越えていった球は、球がその区域の向こう側のコース上に止まっている場合でも、アウトオブバウンズの球とする。

2. ペナルティーエリア（規則17）

(a) ペナルティーエリアが境界に隣接している場合、そのペナルティーエリアの縁はその境界まで及び、その境界と一致する。

3. 異常なコース状態（動かせない障害物を含む）（規則16）

(a) 修理地

(1) 白線で囲まれた区域（マーキングされたギャラリー用の通路を含む）

(2) 張芝の継ぎ目

プレーヤーの球が張芝の継ぎ目の中にあるか、触れている場合、あるいは継ぎ目がプレーヤーの意図するスイング区域の障害となっている場合、ジェネラルエリアの球は規則16.1b、パッティンググリーン上の球は規則16.1dに基づいて救済を受けることができる。

しかし、その継ぎ目がプレーヤーのスタンスにだけ障害となっている場合、障害は存在しない。

救済を受けるときは、張芝の区域の中のすべての継ぎ目は同じ継ぎ目として扱われる。そのことは、球をドロップした後にどの継ぎ目であってもプレーヤーの障害となる場合、たとえその球が基点から1クラブレンジス以内にある場合でも、そのプレーヤーは規則14.3c(2)に基づいて要求されるように処置しなければならない。

(3) パッティンググリーン上、あるいはフェアウェイの長さかそれ以下に刈ったジェネラルエリアの部分にあるヤードマーク用にペイントされた線や点は修理地として扱われ、規則16に基づく救済を受けることができる。ヤードマーク用のペイントがプレーヤーのスタンスにだけ障害となる場合、障害は存在しない。

(b) 動かせない障害物

(1) 白線の区域と動かせない障害物がつなげられている場合、ひとつの異常なコース状態として扱われる。

(2) 動かせない障害物で囲まれている庭園区域とその中で生長している全てのものは、ひとつの異常なコース状態として扱われる。

(3) ウッドチップやマルチ（木屑）などを表面に敷いた道路や通路。ウッドチップやマルチ（木屑）などの個体はルースインペディメントである。

(4) U字排水溝はジェネラルエリアの一部として扱われ、ペナルティーエリアではない。（例外：ペナルティーエリアとしてマーキングされている区域の中にあるU字排水溝）

(5) 人工の表面を持つ道路に隣接しているU字排水溝はその道路の一部として扱う。

(6) コース内にある防球ネットによる障害のため、規則16.1bの救済を受ける場合には、その障害物の上を越えたり、中や下を通さずに完全な救済のニヤレストポイントを決定しなければならない。

4. 若木の保護

「黄色のリボン」によって識別される若木はプレー禁止区域である。プレーヤーの球がペナルティーエリア以外のコース上のどこかにあり、その球がそうした木の上にあったり、そうした木に触れていたり、あるいはそうした木がプレーヤーのスタンスや意図するスイング区域の障害となる場合、そのプレーヤーは規則 16.1fに基づいて救済を受けなければならない。

5. 不可分な物

次のものは不可分な物であり、罰なしの救済は認められない。

- (a) バンカーの縁の土留め用の構築物。
- (b) 樹木や他の常設物に密着させてあるワイヤ、ケーブル、巻物、その他の物。
- (c) ペナルティーエリア内にある人工的な護岸や枕木等の構築物。

6. 特定の用具の使用制限

- (a) プレーヤーが使用するドライバーは R&A が発行する最新の適合ドライバーヘッドリストに掲載されているクラブヘッドを持つものでなければならぬ。このローカルルールの違反の罰は失格。
- (b) プレーヤーは 2010 年 1 月 1 日に施行された用具規則の溝とパンチマークの仕様に適合するクラブを使わなければならぬ。このローカルルールの違反の罰は失格。
- (c) プレーヤーが使用する球は R&A が発行する最新の適合球リストに掲載されているものでなければならぬ。このローカルルールの違反の罰は失格。

7. プレーのペースについて（規則 5.6）

各ホールのプレーに許される時間の限度を記載した「タイムパー」をスタート時に配布するので、これに遅れること。特別な事情もないのにこの時間より遅れた場合（アウトオブポジション）、ストロークに要する許容時間を個別に計測する。

※アウトオブポジションに該当しなくとも遅れが生じていると委員会が判断した組に対してはペースの回復を求めることがある。

※特定の選手のペースが著しく遅い場合はその組がアウトオブポジションに該当しなくとも、その選手に通知した上でショットに要する時間を計測し、罰則を適用することがある。

(a) アウトオブポジションの定義

次の両方に当てはまった時、その組はアウトオブポジションとなる。

- (1) あるホールのプレーを終えた時点で、スタートからそこまでの実際の所要時間の合計が、「タイムパー」に記載された時間をオーバーした場合。
- (2) 第 2 組以降の組では、前の組との間隔がスタート時点での間隔時間を超えた場合。

(b) アウトオブポジションとなった場合の措置

あるホールを終えてある組が特別な事情がないのにアウトオブポジションとなった場合、競技委員はホールとホールの間でその組全員にアウトオブポジションとなったこと及び次のホールから各プレーヤーの全てのストロークに要する時間を計測することを通知する。委員会がその組の各競技者のストロークに要する時間を計測し (c) の許容時間を超えた場合、プレーヤーに (d) の罰則が適用される。

例外：特別な事情（ルーリングや紛失球等）があったと委員会が判断した場合、委員会はその組に対して前の組との間隔を縮めるように求める。その結果、合理的時間内に遅れを取り戻すことができれば、各競技者のストロークに要する時間は計測しない。

(c) ストロークに要する許容時間

原則：40 秒

例外：パー 3 ホールにおいて最初にプレーする者、パー 4 とパー 5 のホールにおいて第 2 打地点から最初にプレーする者、パッティンググリーン周辺やパッティンググリーンの上で最初にプレーする者のショットの許容時間は 50 秒とする。

注：ストロークに要する許容時間の計測は、そのプレーヤーの順番が回ってきた時に開始される。

(d) 罰則

警告 – 委員会から口頭での注意

最初の違反 – 1 罰打

2 回目の違反 – 一般の罰（最初の違反の罰に加えて適用される）

3 回目の違反 – 失格

注：アウトオブポジションとなった組は、その後で遅れを取り戻しても、そのラウンドが終了するまで持ち越される。

8. プレーの中止・プレーの再開（規則 5.7）

次の信号がプレーの中止と再開に使われる

差し迫った危険のための即時中断 — 1回の長いサイレン及びホーン

危険な状況ではない中断 — 断続的なサイレン及びホーン

プレーの再開 — 1回の長いサイレン及びホーン

注：危険な状況のためにプレーを即時中断する場合、すべての練習区域は委員会がプレーを再開するまで

閉鎖される。閉鎖された練習場で練習するプレーヤーには練習を止めるように勧告し、それでも練習を止めない場合には失格となることがある。

9. 練習（規則 5.2）

(a) 規則 5.2b は次の通り修正される

競技の当日、ラウンド前やラウンドとラウンドの間に、プレーヤーは競技コースで練習してはならない。

このローカルルールの違反の罰

最初の違反 — 一般的の罰

2回目の違反 — 失格

例外：プレーヤーは競技日に練習用に用意されているコース内のすべての練習区域を練習のために使うことができる。

(b) 規則 5.5b は次の通り修正される

2つのホールのプレーの間、プレーヤーは次のことをしてはならない

(1) 終了したばかりのパッティンググリーンやその近くで練習ストロークを行う。または、

(2) 終了したばかりのパッティンググリーンの表面をこすったり、球を転がすことによってパッティンググリーン面をテストする。

10. 移動

ラウンド中、プレーヤーは動力付きの移動機器に乗車して移動してはならない。ただしキャディーの乗用を認める。また、ストロークと距離の罰に基づいてプレーするプレーヤーは常に動力付きの移動機器に乗車して移動することが承認される。プレーヤーは違反があった各ホールに対して一般的の罰を受ける。2つのホールの間の違反は次のホールに適用される。

※No.1～No.2、No.13～No.14、No.17～No.18 の間に設置してあるマントリフト及び乗用カートは使用することができる。

11. キャディー

規則 10.3a は次の通り修正される

プレーヤーはラウンド中、委員会によって指定された者以外をキャディーとして使用してはならない。

12. 後方線上の救済を受けて、救済エリアの外からプレーした球

後方線上の救済を受ける場合、プレーヤーが関連する規則(16.1c(2), 17.1d(2), 19.2b, 19.3b)が要求する救済エリア内に球をドロップしたが、その救済エリアの外に止まった球をプレーした場合、その球をドロップしたときに最初に地面に触れた箇所から 1 クラブレンジス以内にその球が止まっているのであれば、追加の罰はない。この罰の免除は、球が基点よりホールに近い所からプレーされていたとしても、元の球の箇所や、球がペナルティーエリアの縁を最後に横切ったと推定した地点よりホールに近づいてプレーしていくなければ適用する。

このローカルルールは関連する規則の後方線上の救済に関する処置を変更するものではない。つまり、基点と救済エリアはこのローカルルールによって変更されず、正しい方法で球をドロップし、その球が救済エリアの外に止まったプレーヤーは、それが起きたのが最初のドロップであっても、2 回目のドロップであっても、規則 14.3c(2)を適用することができる。

競技の条件

1. 競技委員会の裁定

競技委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。

2. スコアカードの提出

プレーヤーのスコアカードは、プレーヤーが所定のスコアリングエリアから出た時点で競技委員会に提出されたことになる。スコアカードを提出する前にスコアリングエリアを離れる必要のあるプレーヤーは委員会にその意思を告げなければならず、そしてすぐに戻らなければならない。

3. 競技成立の条件

天候、その他の事情により、6コースあるいは一部のコースが2ラウンドの競技が完了しない場合の処置。

(1) 全参加クラブの選手8名の内7名が最低1ラウンドのプレーが終了しなければ、競技は不成立とする。

(2) A、B、C グループの各2コースの競技成立の状況が異なる場合

①両コースとも1日だけプレー可能の場合

1ラウンドで競技成立とする。

②1コースは2日間プレー可能だが、1コースは2日間ともプレー不可能の場合

プレー可能であったコースでプレーした競技者7名のスコアで競技成立とする。

③1コースは2日間プレー可能だが、1コースは1日だけプレー可能の場合

2ラウンド完了した競技者4名と1ラウンドだけプレーした3名のスコアで競技成立とする。

この場合、2ラウンド完了者に競技失格があったときはそのチームは失格とする。

④早朝の天候不良などで、午前中の部のスタートが遅れた場合

午後の部の競技終了が不可能と判断した時点で、午後の部の競技をキャンセルする。

(3) 競技開始時刻の変更による競技成立の時限

第1日目 最初の組のスタート時刻 正午までとする。

第2日目 最初の組のスタート時刻 正午までとする。

(4) その他の状況が生じた場合、委員会が決定する。

4. タイの決定

タイの決定方法は該当する競技規定に定める。

5. 競技終了時点

最終日に各会場で全員のスコアが掲示された時点をもって終了とする。

注意事項

1. 競技の条件やローカルルールに追加、変更のあるときは、クラブハウス内並びにスタートティングホールのティーイングエリア付近に掲示して告示する。
2. グリーンリーディング資料は、冊子の大きさが17.8cm×10.8cm以下で、冊子上の5ヤードの幅が9.525mm以下の縮尺のものを使用すること。規定外の資料の使用については規則4.3を適用する。
3. パッティンググリーンに著しく損傷を与えるシューズは使用禁止とすることがある。
4. №3、№11、№13ホールの予備グリーンは目的外グリーンではなくジェネラルエリアとする。
5. 正規のラウンド中、競技者はストロークをしたりプレーする上で、競技の援助となるような情報が得られる機器や異常な携帯品を使用すれば、ゴルフ規則4.3の違反(2罰打)更に同じ違反があった場合(競技失格)となるので注意すること。
6. ゴルフ規則24.4a記載の『チームアドバイスを与えることが認められる人(アドバイス・ギバー)』は競技の条件の中に記載されていない。
7. 練習は指定練習場で行い、打球練習場では備付の球を使用し、スタート前の練習は1人100円硬貨2枚(30球)を限度とする。
8. 落下地点確認のためフォアキャディーを配置し、旗を掲げて指示する。
赤旗：落下地点に前の組がいるのでプレーしてはいけない。
白旗：落下地点があいているので、プレーできる。
青旗：アウトオブバウンズまたは紛失の恐れがあるため、暫定球のプレーを勧める。
9. 競技委員会は競技中を含めいつでも、出場に相応しくないと判断したプレーヤーの参加資格を取り消すことがある。
10. 競技委員会は規則1.2に基づき、重大な非行があったプレーヤーを競技失格とすることがある。

競技委員長 川村 昌臣